

## 平成27年度さいたま市文化財保護審議会 ー第1回ー 議事録

- 1 日時** 平成27年5月25日(月) 13時30分から15時00分まで
- 2 場所** 西会議棟1階第5会議室
- 3 出席者** 委員：田代脩会長、老川慶喜委員、小野寺節子委員、小茂田美保委員、塩野博委員、重田正夫委員、内藤勝雄委員、原由美子委員、茂木栄委員、  
(欠席：岡本東三委員、西山多壽子委員、西口由子委員、波多野純委員、細田浩委員、渡辺洋子委員)  
事務局：森田生涯学習部長、野尻生涯学習部参事兼文化財保護課長、中村文化財保護課長補佐、青木文化財保護課長補佐兼埋蔵文化財係長、高橋文化財保護係長、森田主査、磨田主任、鈴木主任、宮下主事、川村技師

### 4 議事

- (1) 議事録署名委員選出
- (2) 諮問事項
- ア 平成27年度指定候補文化財について
- 第1号 「観音寺木造聖観音菩薩立像」の指定について
- 第2号 「東泉寺木造虚空蔵菩薩坐像」の指定について
- 第3号 「鹿手袋の祭ばやし」の指定及び保存団体の認定について
- (3) 報告事項
- 第1号 平成27年度文化財保護及び保存事業の概要について

- 5 公開・非公開の別** 公開

- 6 傍聴人の数** 0人

- 7 審議内容** 下記のとおり

- (1) 議事録署名委員選出
- 議事に入る前に、平成26年度第2回さいたま市文化財保護審議会の議事録署名委員から同審議会の議事録の内容について「事実と相違ない」旨、報告があった。引き続き、平成27年度第1回さいたま市文化財保護審議会の議事録署名委員の選出を

行った。

## (2) 諮問事項

### ア 平成 27 年度指定候補文化財について

第 1 号観音寺木造聖観音菩薩立像の指定 の諮問について、事務局より説明を行った。内容は以下のとおり。

- 桜区宿にある観音寺の観音堂に伝わる観音菩薩立像である。
- 一木造、漆箔、玉眼、像の高さが 55.6 cm、ひじ張り 17 cmある。
- 頭部、体の主要部は一材だが、顔の前後を剥いで玉眼が施されている。
- 左側に反った立ち方をしている。
- 髪結部分と自髪とで彫り方を変えている。
- 眉間の間の百毫と首下の三道もはっきり表現されている。
- 衣の表現は流麗だが、形式化も進んでいる。
- 金箔の剥離が進んでいるが、後部には一部残っている。
- 鎌倉末から南北朝期の造営と見られる
- 観音菩薩立像が、観音寺の名前の由来となったと推測でき、観音寺が 14 世紀後半に、このような像を安置する寺であったことを推測できる。以上のような内容から指定有形文化財彫刻の候補として諮問する。

このことについて、委員から意見・質問は特になく、これらを受け、指定文化財の候補（有形文化財）として調査・検討することが了承された。

次に、第 2 号 「東泉寺木造虚空蔵菩薩坐像」の指定について の諮問について、事務局より説明を行った。内容は以下のとおり。

- 中尾吉祥寺の末寺である、浦和区瀬ヶ崎の東泉寺が所有するものである。
- 元々は、東泉寺北西の「たんなかやま」と呼ばれる虚空蔵堂にあったが、堂宇の取り壊しで、東泉寺に安置された。
- ヒノキ材の一木造、彫眼である。
- 素地や袖口、台座の蓮華の葉脈等、截金が多用されていることが特徴である。
- 光背、台座の敷茄子には透彫が施されている。
- 像、光背、台座で、意匠を整えていると推測される。
- 吉祥寺末寺には、室町期制作と推測される仏像が何体もあり、中でも、この像の制作時期は、室町初期まで遡のぼると推測される。また、截金、透彫等の細かい細工が施されており、秀作と見られることから、市の有形文化財彫刻指定候補として諮問する。

このことについて、委員から意見・質問は特になく、これらを受け、指定文化財の候補（有形文化財）として調査・検討することが了承された。

次に、第3号鹿手袋の祭ばやしについて指定及び保存団体の認定についての諮問について、事務局より説明を行った。内容は以下のとおり。

- 南区鹿手袋に伝わるお囃子で、主に鹿手袋の八幡神社の祭典で演奏される。
- 起源は、江戸時代後期、現在の桜区大久保領家の「領家っばやし」から伝えられたと言われ、神田囃子系の古いお囃子である。
- 2月の初午に、八幡神社境内の稲荷社で演奏され、7月の天王様の時には、境内の須賀神社から、神輿のそばで地区内を山車に乗って回る。
- 「オカ」と呼ばれる大太鼓が1つ、「ツケ」と呼ばれる小太鼓が2つ、七穴の笛が1つ、鉦の五人囃子で構成される。
- 曲目は「ヤタイバヤシ」「ショウデン」「カマクラ」「シチョウメ」「カンダマル」「オドリバヤシ」など六曲がある。
- 「ヤクモノ」と言われる、ヒョットコ、オカメ、獅子舞等、万作の名残と推測されるものが伝えられている。
- 保存会は、昨年度25名で構成され、小学生への手ほどきなど後継者育成にも熱心である。
- 田島の獅子舞や他の地域にも参加しており、活動は活発である。
- お囃子の指定は、旧浦和市域で3か所あるが、いずれも中心街から離れているのに対し、このお囃子は、武蔵浦和駅に近い新住民の多い地域にあり、新住民も一緒になって、地域の芸能を伝えていこうとする意欲にあふれている。以上の理由から市の無形民俗文化財の指定候補また認定団体として、諮問する。

このことについて、委員から意見・質問があった。以下に記す。

#### 意見

##### ・小野寺委員

平成21年頃から現地を見て、昨年も見したが、古い地域のお囃子と異なり、新しい住民が新しい祭礼を作り上げながら、伝承している。地域の方が報告書のような冊子を早い時期に作成し、保存状態も良いと考えられる。さいたま市全体のお囃子と比較しても、特徴があるお囃子として文化財となりうるのではないかと感想を持っている。

#### 質問

##### ・議長

諮問文の説明文の中に地域の特徴が顕著とあるが、「領家っばやし」という大久保領家から移ってきた影響を受けていることに特徴があるのか。

##### ⇒事務局（高橋文化財保護係長）

大久保領家から他の地域にも伝わったが、そのうちの一つである。

これらを受け、指定文化財の候補（無形民俗文化財）として調査・検討することが了承された。

### (3) 報告事項

平成 27 年度文化財保護及び保存事業の概要について、各係より報告を行った。主なものは以下のとおり。

- 次回の文化財保護審議会は、平成 28 年 1 月末頃に開催する予定
- 文化財の調査について  
指定候補の調査、指定文化財の現況調査、一般調査
- 文化財保存事業費補助金交付について
- 指定文化財の普及啓発について  
文化財調査報告書、さくらそう通信刊行  
見沼通船堀の再整備事業のパンフレット作成
- 指定史跡等の保存管理（サクラソウ）  
保存管理計画に基づいた保存・管理等の実施。
- 指定史跡等の保存管理（見沼通船堀）  
東縁の測量、実施設計、休憩施設の改修工事
- 指定史跡等の保存管理（真福寺貝塚）  
通常の維持管理業務、保存管理計画策定
- 指定史跡等の保存管理（馬場小室山遺跡）  
検討会設置、保存管理方針の検討
- 指定文化財等の管理について  
岩槻城跡黒門、時の鐘の検討会設置、修理方針検討
- 埋蔵文化財の調査・保存について
- 埋蔵文化財の普及啓発について  
最新出土品展、市内遺跡発掘調査成果発表会  
教職員対象の考古学講座、発掘調査報告書 2 種刊行

このことについて、委員から意見・質問があった。以下に記す。

#### 意見

##### ・小野寺委員

見沼通船堀の舟歌が無形民俗文化財になっているが、実際の歌われ方、後継者育成について、考えることがある。公開時は、現在、レコードをかけ、それに合わせて踊りなどが公開されている。歌自体が無形民俗文化財であるなら、それについても何か向上させられないかと考えるのがいかがか。

#### ⇒事務局（高橋文化財保護係長）

実際、船を漕いで歌う方々が昭和 40 年半ばに既に亡くなっている。今に伝わる

歌は、舟歌を残そうと思った地元の方々が歌いやすいように民謡調にして歌っている。歌詞は昔のままだが、節は昭和 40 年代から 50 年代初め頃が変わっている。昭和には初代に習った方々もいたが、平成も 27 年になり、初代に習った方も数少なくなっている。その次の世代の方も 1 名、2 名はいるが、昔の船頭の歌のテンポで歌える方はいないのが現状であるため、今は踊りがメインになっている部分もある。歌の公開は現在もしているが、あくまで今は民謡調の歌。どうしていくか検討課題と認識している。

⇒議長

テープなどの記録は残っていないのか。

⇒事務局（高橋文化財保護係長）

昔歌った昭和 38、39 年のものと思われるテープだけ残っている。

⇒小野寺委員

今結論が出ることではないと思うが、現状は、実際に指定した時と現在に違いがある。

⇒議長

指定した時に、記録等を残しておく必要がある。民俗的なものを見せた映像等何か残しておくということは無かったのか。

⇒事務局（高橋文化財保護係長）

映像は無いと思われる。テープは、音源は定かでないが、歌だけ 3 曲と掛け声のテープのみ今残っている。

⇒小野寺委員

無形民俗なので、当然、変化していくことはあると思うが、変化していくことを踏まえて今この状況なのか、指定した当時のものを保とうとすべきなのか、今後、市として考えていかななくてはならないと思っている。

⇒議長

今回諮問いただいた 3 件については、第 2 回審議会に専門の委員に調査検討のう

えご報告いただき、審議にかける。

これを以って、審議を終了した。